

令和3年6月15日公告

契約番号／業務番号	5032000014／営繕委第03004号
業務名	海洋文化センター外壁・防水外改修設計業務委託
履行場所	加古川市別府町港町16番地
業務の種類	一級建築士事務所
業務概要	海洋文化センター（延べ床面積1793㎡程度）の外壁・防水改修設計、外壁赤外線調査、屋上現況調査、施設内外設備改修設計
業務担当課	営繕課
履行期間	契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで
予定価格	公表しない（契約締結後公表する）
最低制限価格制度	適用あり 適用方法は次のとおりとする。 （有効な入札参加者のうち最低の価格を提示した者が低入札基準価格を下回る場合は、当該有効な入札参加者の全ての者が提示した価格の平均値に80%を乗じて算出した値を最低制限価格とする。なお、有効な入札参加者が1者の場合は、低入札基準価格に80%を乗じて算出した値を最低制限価格とする。）
支払条件	前金払 無、完成払
契約不適合責任期間	2年（故意又は重大な過失による場合は10年）
入札参加申請方法	電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書を提出すること。 ※ 参加資格要件(4)を満たす配置予定技術者を記載した次の書類を添付すること。 (1) 配置予定技術者届（指定様式） (2) 配置予定技術者の資格を証する書類の写し (3) 配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し
参加申請期限	令和3年6月22日（火）午後5時
資格通知日	令和3年6月25日（金）
入札方法	競争入札参加資格確認通知書にて競争参加資格『有』の通知を受けた者は、電子入札システムにより入札書を提出すること。
入札書の提出開始日時	令和3年6月28日（月）午前9時
入札期限	令和3年6月29日（火）午後5時
入札書に添付する書類	なし
入札（開札）日時	令和3年6月30日（水） 午前11時00分（予定）開札状況により前後する可能性がある。
入札（開札）場所	加古川市役所 消防庁舎4階 入札室
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額が500万円を超える場合、契約金額の10分の1相当額
現場説明会	なし
質問方法	電子入札システムにより提出すること。
質問期限	令和3年6月22日（火）午後5時
質問の回答日・方法	令和3年6月25日（金） 入札情報サービス及び契約検査課で公表する。
応募形態	単体企業体
参加資格要件 （全項目に該当すること）	(1) 平成31～33年度加古川市入札参加資格者名簿（測量・設計・コンサルタント）に 一級建築士事務所 で登録されていること。 (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）による 一級建築士事務所 の登録を有すること。 (3) 契約締結権限を有する本店、支店、営業所等の所在地が 兵庫県内 であること。 (4) 管理技術者を本業務に配置できること（他の業務との兼務可） 。 配置する技術者の要件は、下記のとおりとする。 ・ 建築士法による一級建築士の登録があるもの。 (5) 加古川市指名停止基準に基づく指名停止を公告日、入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。

	<p>(6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。</p> <p>(7) 次の①及び②に該当しないこと。</p> <p>① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。</p> <p>② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p> <p>(8) 業務実績は求めないが、本業務を適正に履行する能力があること。</p>
注意事項	<p>(1) 加古川市電子入札実施要綱、加古川市入札・契約のしおりを熟知のうえ、無効となる入札参加申請又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。</p> <p>(2) 入札参加有資格者が入札（開札）日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p> <p>(3) 入札（開札）に関して、事故が起きたとき、不正な行為があると認めるとき又は不正な行為があるおそれがあると認めるときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>(4) 適正な技術者の配置を参加資格要件としているので、落札者が適正に技術者（入札で申請した配置予定技術者）を配置できないと認められる場合は、加古川市指名停止基準に基づき指名停止します。</p> <p>(5) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。</p> <p>(6) 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。</p>